

## 司法書士の報酬について

### 1. はじめに

司法書士が依頼者から受ける報酬については、公正な競争の確保や合理性の観点から、平成15年4月1日に司法書士の報酬に関する規定が司法書士会会則記載事項から削除され、依頼者と司法書士が対等な立場で合意した額によることになりました。

したがって、司法書士は、あらかじめ、依頼をしようとする者に対し、報酬額の算定方法その他の報酬の基準を説明する義務を負い、かつ、依頼者に対し、その報酬及び費用の金額又は算定方法を明示し、十分な説明をするようになっています。

### 2. 司法書士の業務

司法書士の業務は、司法書士法第3条等に定められており、概括すると不動産登記、商業または法人登記、供託、裁判事務、成年後見事務および上記事務に係る書類の作成等の事務ならびに法律相談等に分けられます。なお、司法書士法第3条1項6号から8号に定められた簡裁訴訟代理等関係業務については法務大臣の認定を受けた司法書士が行うことができます。簡裁訴訟代理等関係業務の範囲は、請求額等が裁判所法第33条1項1号に定める額、すなわち簡易裁判所の事物管轄の上限（現行では金140万円まで）を超えない民事紛争について代理することと定められています。

### 3. 司法書士の報酬

前述の業務に関して司法書士は依頼者から報酬と費用をいただくこととなりますが、長年慣れ親しんできた報酬額基準が廃止となって司法書士にも戸惑いがあり、依頼者からは報酬の根拠や説明がわからないので不安だという意見が多数司法書士会等に寄せられています。ここでは、司法書士の報酬と費用と区別しましたが報酬と費用について簡単に説明しておきます。

報酬は、その業務（例えば、売買による所有権移転登記、あるいは、賃料不払いによる建物明渡請求事件の申立などの報酬）の基本報酬部分と付随報酬部分（例えば、定款作成、認証代理、議事録、契約書等の作成、不動産売買決済時の立会い、事務処理のための日当、交通費等）があります。また、費用には、登録免許税（登記を受けることによって生ずる利益、すなわち所有権移転、抵当権設定等の不動産登記あるいは会社の設立、増資、役員変更等の商業登記に

着目して課税される税金)、登記手数料(登記に関する登記簿の謄・抄本の交付あるいは登記ファイルに記録されている場合は、それらの事項を証明した書面の交付等にかかる手数料)、郵便切手代、交通費、通信費、供託金、保証金等があります。費用は司法書士にとって実質的な収入(報酬)となるものではありませんが、この費用がないと依頼事項が遂行できません。特に登録免許税は高額になる場合がありますので説明をよく受けてください。

#### 4. 報酬アンケートの概要

そこで、今般司法書士の基本的な業務について具体的なケースを想定して依頼を受けたときの報酬額(回答した司法書士の過去の実績に基づいた報酬)について司法書士会会員を対象としてアンケート調査を実施し、公開することにしました。アンケートの実施方法と結果は次のとおりです。

対象・・・全国より無作為抽出した2,742名の司法書士会員

回収方法・・・無記名による郵送回答

実施時期・・・平成20年1月

回収したアンケート数・・・1,173通

アンケート結果一覧表は、全国を8ブロックに区分し、回答のうち低額者10パーセントの平均額、高額者10パーセントの平均額、全回答者の平均額をそれぞれ公開していますので、ご覧になりたい業務種別からあなたの居住するブロックを参照してください。

#### 5. 司法書士会からのお願い

今回アンケートで集計した基本ケースの報酬は、あくまでも参考事例であります。たとえば、売買を原因とする所有権移転登記の場合では、売主側に住所や氏名の変更、抵当権等の抹消登記又は土地の分筆、建物の増築等の表題登記等で、売買取引の事前又は同時に申請すべき登記が必要な場合、更には買主側で金融機関から融資を受けるときに抵当権設定登記も併せて申請手続をする場合などは、それぞれの基本的な報酬を合算することになり、取引立会い報酬、日当、交通費等が発生することになります。ぜひ、お気軽に依頼された司法書士と相談してください。

本アンケート結果の公表が、依頼者である市民にとって、司法書士へのアクセスが容易になり、満足いただける一助になればと願っております。